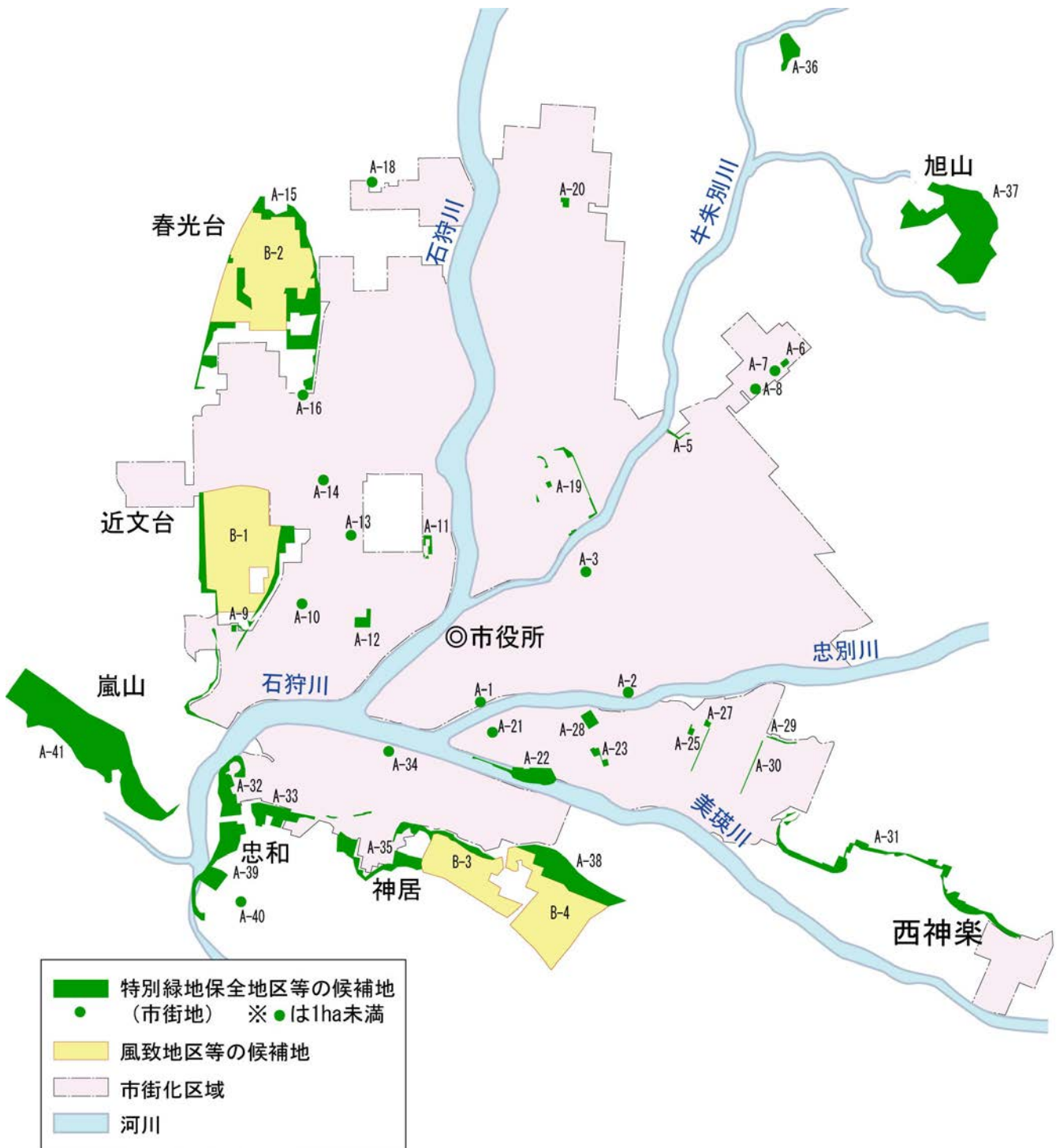


6 保全を検討すべき樹林地

旭川市には斜面緑地や丘陵地，社寺，学校などの良好な樹林地が残されており，防災や涵養，文化や景観などの観点からも重要な存在となっています。このような貴重な樹林地を守り育てていくために，法律や条例等に基づく制度により保全すべき樹林地は，次のとおり，41箇所・約1,370haとなっています。

*関連施策：c-3-2, d-1-2, e-2-3

■保全を検討すべき樹林地（候補）



■保全を検討すべき樹林地（候補）の一覧

【特別緑地保全地区等指定候補の一覧】

地区番号	対照番号	名 称	地区面積 (ha)	備 考
2	A-1	東本願寺	0.30	
3	A-2	南6条川	0.50	
4	A-3	基北川	0.20	
7	A-5	難波田川	1.10	
9	A-6	旭川神社	1.10	
	A-7	旭川中学校	0.20	
	A-8	光明寺	0.10	
10	A-9	近文台一帯	40.90	
11	A-10	北光小学校(ふれあいの森)	0.80	
12	A-11	護国神社	2.70	
	A-12	北海道教育大学旭川校	5.20	
13	A-13	教育大学付属旭川小中学校	0.70	
	A-14	北鎮小学校隣接地	0.90	
市街化調整区域	A-15	春光台	86.40	
15	A-16	鷹栖神社	0.80	
市街化調整区域	A-18	興国神社	1.00	
21	A-19	日本製紙周辺	6.20	
26	A-20	永山神社	1.70	
27	A-21	旧旭川営林支局みどり荘	0.20	
	A-22	外国樹種見本林	18.42	地区外エリアあり
28	A-23	神楽岡8条1丁目	2.80	
	A-25	神楽岡3条6丁目	1.10	
	A-27	緑が丘1丁目緩衝樹林帯	1.00	
	A-28	上川神社	4.90	
29	A-29	旭神斜面地(緑が丘ふれあいの森を含む)	2.10	
	A-30	緑が丘7丁目緩衝緑地帯	1.40	
29～30	A-31	西御料・西神楽(環境緑地保護地区を含む)	44.90	
31	A-32	北海道東海大学	24.90	
	A-33	忠和斜面地(雪の美術館を含む)	21.00	
市街化調整区域	A-34	忠別太駅通跡周辺	0.10	
	A-35	神岡斜面地(環境緑地保護地区を含む)	43.00	地区外エリアあり
	A-36	桜岡	12.00	
	A-37	旭山	126.20	
	A-38	富沢(環境緑地保護地区を含む)	51.90	
	A-39	台場	38.20	
34	A-40	小鳥の森(ふれあいの森を含む)	0.80	
市街化調整区域	A-41	嵐山	182.00	
合計		37ヶ所	727.72	

【風致地区等指定候補の一覧】

地区番号	対照番号	名 称	地区面積 (ha)	備 考
市街化調整区域	B-1	近文台一帯	202.40	
	B-2	春光台	211.10	
	B-3	神岡斜面地	93.30	
	B-4	富沢	134.70	
合計		4ヶ所	641.50	

合計

41ヶ所

1,369.22

※他の地域制緑地・施設緑地との重複を含む